

定 款

(名 称) 一般社団法人楽習楽歴

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人楽習楽歴と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、主に学校外で学ぶ子どもに対し、さまざまな企業等と連携して職業体験の機会を提供し、さらに将来の就労への道を拓くことにより、不登校児童生徒を含むすべての子どもの健全な成長を支援することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 子どもの多様な学びを記録するためのデジタルシステムの開発及び運用
2. IT を活用した子ども同士の交流を図るためのプラットフォームの構築及び提供
3. 子ども向けのさまざまな職業体験の企画及び提供
4. 子ども向けの教育プログラムの提供、その他の人材育成・養成
5. 親・保護者向け、子供向け、親子向けのイベント・講座の企画、運営及び実施
6. 不登校に対する理解を促進するための、行政機関、企業・団体等に向けた研修・セミナー等の企画、運営及び実施等を含む啓蒙活動
7. Facebook グループ等 SNS を活用したコミュニティの運営及び管理
8. 会員間の交流を図るためのイベント等の企画、運営及び実施並びにプラットフォームの提供
9. 当法人の活動を啓蒙するための出版、研修、セミナー、講演会等の実施
10. 不登校児童生徒とその保護者に対する生活・教育学習相談等の支援
11. その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- ② 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

## 第 4 章 社員総会

(構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

② 理事のうち 1 名を代表理事とする。

③ 代表理事以外の理事のうち、理事会の決議により業務執行理事を選定することができる。

④ 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(理事会 の 設置 及び 構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第33条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都 (以下省略)

市川明

静岡県 (以下省略)

加藤伸也

東京都 (以下省略)

荷山信之

福岡県 (以下省略)

松本雅彦

東京都 (以下省略)

蓑田雅之

神奈川県 (以下省略)

米澤美法

(設立時理事)

第39条 この法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 市川明

設立時理事 加藤伸也

設立時理事 荷山信之

設立時理事 松本雅彦

設立時理事 蓑田雅之

設立時理事 米澤美法

(設立時監事)

第40条 この法人の設立時監事は、次のとおりとする。

設立時監事 菊池千香子

(設立時代表理事)

第41条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都 (以下省略)

設立時代表理事 蓑田雅之



(最初の事業年度)

第 42 条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 43 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。